

自動車運転など

1 自動車運転免許取得事業

障がい者が普通一種運転免許を取得する場合、その費用の一部を助成します。事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	原則4級以上の身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている満18歳以上の在宅の人
2	過去に免許取消等の処分を受けてない人
3	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

(1)身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳 (2)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

2 自動車改造費助成事業

身体障がい者が仕事等のため、自らが所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。所得制限がありますので、必ず事前にご相談ください。事後申請は受け付けておりません。

[対象者]

1	上下肢または体幹機能の障がいで障がい者手帳の交付を受けている満18歳以上の人
2	一定の所得制限を超えない人

[助成額]

1件 10万円を限度とします。

[申請に必要なもの]

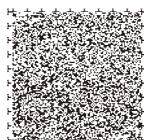
(1)改造見積書 (2)自動車の売買契約書の写し(自動車の購入と同時に改造する場合)

(3)運転免許証 (4)車体検査証 (5)身体障がい者手帳 (6)印かん

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1156)

ファックス 0948-21-6356

メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



3 市営駐車場障がい者割引

障がい者・障がい児が運転または同乗する自動車です営駐車場を利用する際、駐車料金が割引かれます。

[対象者]

1	身体障がい者手帳1～3級の交付を受けている人。ただし、下肢障がいは4級まで対象です。
2	療育手帳 A の交付を受けている人
3	精神障がい者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている人

[割引額]

駐車料金のうち基本料金のみとなります。ただし、コミュニティセンター等との重複割引は受けられません。割増料金については、通常どおり負担してください。

(参考)割増料金…30分毎—100円(全駐車場)

駐車場名	割引料金	利用方法
飯塚立体駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	出口精算機のインターホンを押し、コールセンターを呼び出す。その後、備え付けのカメラに向かって手帳を提示
飯塚文化会館 駐車場	最初の4時間以内は、基本料金310円を免除します	駐車場管理人室の係員に手帳と駐車券を提示、又はインターホンを押し係員が来たら、手帳と駐車券を提示

(注)手帳の提示がない場合は、割引は受けられませんのでご注意ください。

[申請に必要なもの]

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

[問い合わせ先] 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(1151・1152)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp



4 ふくおか・まごころ駐車場

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象者の方には、ふくおか・まごころ駐車場の利用証を発行します。

[対象者]

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	4級以上
	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
	上肢不自由	2級以上
	下肢不自由	6級以上
	体幹不自由	5級以上
	運動機能障がい	
	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上
	内臓機能障がい	4級以上 ※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
免疫機能障がい	4級以上	
肝臓機能障がい	4級以上	
療育手帳	A 判定	
精神障がい者保健福祉手帳	1級	
難病患者	特定疾患医療受給者 ※小児慢性特定疾病医療受給者を含む	

[申請に必要なもの]

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

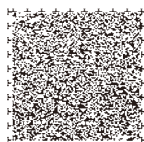
車いすを常時利用される方で自ら運転する方は、運転免許証も必要です。

※代理申請の場合は、代理申請者の身分証明証の提示が必要です。

[問い合わせ先] 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

電話 0948-21-4911 ファックス 0948-24-0186

メールアドレス kahokurate-hhe@pref.fukuoka.lg.jp



5 身体障がい者等除外指定車標章(駐車禁止除外指定車標章)

この標章の交付を受け、車両の前面の見やすい箇所に掲出している車両は、駐車禁止場所に他の交通の妨げにならない限り駐車できます。ただし、法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所等を除きます。

[対象者]

障がいの区分		障がい等級
身体障がい	視覚障がい	1級～3級、4級の1
	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1級、2級の1・2
	下肢不自由	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級
	運動機能障がい 上肢機能 移動機能	1級、2級 ※1上肢のみに運動障がいがある場合を除く。 1級～4級
	内臓機能障がい	1級・3級※内臓とは心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸
	免疫機能障がい	1級～3級
	肝臓機能障がい	1級～3級
	その他	歩行が困難なため、社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人
	療育手帳	療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障がいの方
精神障がい者保健福祉手帳	1級	

※現在、除外標章をお持ちの方は、その標章を持参してください。

※申請書類については、警察署または福岡県警ホームページで確認をお願いします。

[問い合わせ先] 飯塚警察署交通課 電話・ファックス 0948-21-0110

